

## 他都市からの一般廃棄物(可燃ごみ)の受入処理単価の改定について

### 1 経緯

北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの中核都市として、圏域全体の環境保全と循環型社会の構築を推進するため、関係市町の一般廃棄物(可燃ごみ)を受入れる際、下記の3つの原則に基づき受入れを行っている。

新日明工場の稼働および新門司工場の延命化に伴い、令和7年度より北九州市のごみ処理コストが増加するため、他都市からの一般廃棄物(可燃ごみ)の処理料金を改定する。

「受入三原則」

- (1)本市のごみ処理に支障が生じるものではないこと
- (2)本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- (3)本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

### 2 改定時期

令和7年4月1日

### 3 改定内容

可燃ごみ1トンあたり 25,000円

※但し、令和7～8年度にかけては、経過措置として23,000円/トンとする。

(改定前 20,000円/トン)

### 4 受入状況

団体名	開始年度	受入処理単価 (R5年)	可燃性ごみ(R5実績)	
			受入量	受入額
直方市	H13～	20,000円/トン	17,393トン	3億5,827万円
行橋市・みやこ町清掃施設組合 【行橋市・みやこ町】	H17～		26,095トン	5億2,544万円
遠賀・中間地域広域行政事務組合 【中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町】	H19～		32,319トン	6億5,078万円
合計			75,807トン	15億3,448万円